

# 陵南地区 社会福祉協議会 会則

## 第 1 章 総則

### 第1条（目的）

この会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会定款第2条に基づき、地域の実情にあった福祉活動を行い、温もりとやすらぎのある福祉のまちづくりに努めることを目的とする。

### 第2条（名称）

この会は、陵南地区社会福祉協議会（以下「本会」という）と称する。

### 第3条（事務所）

本会の事務所は、会長宅に置く。

### 第4条（会員）

本会の会員は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会の会員で、陵南小校区に居住又は事務所を有する者とする。

### 第5条（事業）

本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画立案と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各団体が行う福祉活動の支援
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 役員

### 第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 会長    | 1名            |
| (2) 副会長   | 4名            |
| (3) 福祉推進員 | 2名            |
| (4) 書記    | 1名（福祉推進員があたる） |
| (5) 会計    | 1名（福祉推進員があたる） |
| (6) 理事    | 若干名           |
| (7) 評議員   | 若干名           |
| (8) 監事    | 2名            |

## 第7条(役員の選出)

会長および福祉推進員は、理事会が別に定める内規に基づいて、前年度の理事会において選出する。

- 2 副会長4名のうち3名は、朝日町、大伊木町及び大牧団地の各自治会代表者をあて、他の1名については、前年度の理事会において選出する。
- 3 理事は、陵南小校区の民生委員児童委員、シニアクラブ代表者並びに理事会が適任と認めた者とする。
- 4 評議員は、次の各号に掲げる地域の住民代表をあてる。
  - (1) 自治会長
  - (2) 青少年育成市民会議 陵南小校区推進委員長
  - (3) 陵南小学校 PTA 会長
  - (4) 中央中学校 PTA 陵南地区ブロック代表者
  - (5) 陵南小校区子ども会育成会代表者
  - (6) 主任児童委員(鵜沼西地区民生委員児童委員協議会)
  - (7) 陵南小校区体育振興会体育委員長
  - (8) 社会福祉に熱意のある者
  - (9) 障がい者団体役員
  - (10) ボランティアハウス代表者
  - (11) 生活支援ボランティアグループ代表者
  - (12) その他
- 5 監事は、朝日町自治会連合会会計及び大伊木区自治会会計をあてる。

## 第8条 (役員の任期)

役員の任期は、1年とする。ただし、福祉推進員の任期は、2年とする。

- 2 役員の再任については、これを妨げない。
- 3 補欠補充により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

## 第9条 (役員の職務)

会長は、市社協及び福祉関係機関の情報収集並びに本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定める代行順位に基づき、その職務を代行する。
- 3 福祉推進員は、書記、会計及び会務を推進する。
- 4 書記は、本会の書類の作成及び会務の記録などの事務局業務・及び会報編集委員を担当する。
- 5 会計は、本会の経理及び必要品の調達などの事務局業務・及び会報編集委員を担当する。
- 6 理事は、会務に関する議案を審議し、又、各事業執行の責務を負う。
- 7 評議員は、総会に出席して議案を審議し、各事業推進の任にあたる。
- 8 監事は、本会の業務及び会計の執行状況を監査する。

## (顧問)

第10 条本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、陵南小校区在住の市議会議員、陵南小学校校長、その他会長の推薦により、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、総会に出席して、必要に応じ意見を具申することが出来る。

### 第 3 章 機関

#### 第 11 条 (機関)

本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 会報編集委員会
- (4) 事務局会

#### 第 12 条 (総会)

本会は、定時総会と臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 定時総会は、毎年1回、臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 総会は、すべての役員及び顧問により構成する。
- 4 総会の議長は、会長をもってこれにあてる。
- 5 総会は、役員の過半数の出席により成立する。委任状はこれを出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席した役員の多数決により決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 本会の事業方針及び運営に関する事項
  - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
  - (4) その他、会長が必要と認めた事項

#### 第 13 条 (理事会)

理事会は、第6条に掲げる役員のうち理事以上で構成し、会長が招集する。

- 2 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。
- 3 理事会は、理事会構成員の過半数の出席により成立する。委任状はこれを出席とみなす。
- 4 理事会の議事は、出席した役員の多数決により決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する
- 5 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 総会において決議された事項の企画・執行に関する事項
  - (3) 総会及び会則により、理事会に付託された事項
  - (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (5) その他、会長が必要と認めた事項
  - (6) 理事会は年2回とし、第1回(4月)・第2回(翌3月)を標準とする。

第1回理事会と総会の議事内容が同一と判断される場合は、会長の判断により総会と同時開催とすることができる。

#### 第 14 条（会報編集委員会）

会報編集委員会は、会長と福祉推進員2名がこの任にあたり、会報の編集・発行を行なう。

#### 第 15 条（事務局会）

会長、副会長、福祉推進員及び会長が適任と認めた理事で構成し、会務を総括する。

### 第 4 章 会計

#### 第 16 条（経費）

本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってこれにあてる。

- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会から地区交付金
- (2) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会からのメニュー事業助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金、その他の収入

#### 第 17 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 5 章 補則

#### 第 18 条（会則の変更）

この会則は、総会の決議により変更することができる。

#### 第 19 条（委任）

この会則の施行に関し必要な事項は、理事会が定める。

#### 付則

1. この会則は、平成16年3月14日から施行する。
2. この会則は、平成17年3月13日から施行する。
3. この会則は、平成17年5月15日から施行する。
4. この会則は、平成21年4月01日から施行する。
5. この会則は、平成25年4月01日から施行する。
6. この会則は、平成27年4月01日から施行する。
7. この会則は、平成27年5月17日から施行する。
8. この会則は、令和元年5月12日から施行する。
9. この会則は、令和 7年4月01日から施行する。